

視点 被害者の視点

法務委員会 専門員
たなか ひであき
田中 英明

過日、犯罪被害者の方から電話を頂いた。お子さんを殺害されたという方であった。

話は、先の常会で成立した刑事施設法改正に関するものであった。

この法律案は、昨年の受刑者の処遇環境の整備に引き続いて、未決者の処遇環境の整備を図ることを主眼の一つとしたものであり、死刑確定者との面会や手紙のやり取りについても、従来より緩和された内容となっているとの評価がある。

電話はこれらを批判するものであった。

犯罪の被害者にとっては、加害者からの謝罪があって、ようやく、加害者の処遇問題にも目を向ける気持ちになる。謝罪がないがしろにされたまま、加害者の「処遇改善」が進んでいくのはやりきれないとの思いが伝わってきた。

これまでも、犯罪被害者のための施策は行われてきていたが、純然たる犯罪被害者のための施策は昭和 55 年の犯罪被害者等給付金支給法の整備を始点とし、これ以降様々な支援策が講じられてきたものの、「被害者の視点」が十分に認識されてきたとは言い難かった。

被害者の方々の幅広い、そして、粘り強い取組があって、犯罪被害者等基本法が成立を見たのは一昨年のことである。そこでは、犯罪被害者に犯罪被害者としての固有の権利があることがうたわれ、刑事司法への参加や被害回復のための制度化等が国の責務とされた。続く平成 17 年末には、この基本法の制定を受けて、「犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与できる制度の新設」や「損害の回復・経済的支援の充実」を含む 258 項目に及ぶ「犯罪被害者等基本計画」が決定された。

これらの実行には、今少し時間を要するようであるが、この基本計画の実行を通じて、被害者の思いが加害者により直接的に伝わることになろうし、謝罪の機会が生じることが期待される。基本法の理念にふさわしく、そして、実効性の高い施策の実現を待ちたい。

他方、受刑者については、近年、「被害者の視点」を取り入れた矯正教育が行われるようになった。しかし、任意受講ということもあり、加害者の謝罪の心がなかなか涵養できないことは、これまでも指摘があるところであった。

この点については、昨年の刑事施設法の整備によって、矯正教育受講の義務化が可能となった。犯罪被害者の公訴参加が実現を見た暁には、これとあいまって、加害者が被害者の立場により思いを致すことになることが望まれる。

刑法犯検挙人員の中で、再犯者の占める割合が上昇を続けているという。加害者を「被害者の視点」に立たせることにより、内省が一層深まり、再犯率が少しでも下がることも、また期待したい。